

# 藤田幽谷『正名論』の捉え方

——論旨における二重性格の構造

張 陽

How to catch *Rectification of Names*

——the structure of duality character in argument

ZHANG Yang

Mitogaku is a controversial research in post-war. Not only because it's difficult to maintain objectivity for Japan's modern ideological research on the Japanese fascist period, but also because the relevance of Mitogaku though at each period is not always clear in the pass of the research history. This Article choose "*A theory about Rectification of Names*" — a subject that can summarize each period of Mitogaku — to refresh the recognition. To sum up, there is a dual character in this theory. One is a reorganization of dignity by the royal order (the relationship about Tenno and Bakufu), the other one is this theory is a realistic reform plan that can focusing on the political situation in Japan.

Keywords: Mitogaku, Rectification of Names, FujitaYukoku, The Relationship about Tenno & Bakufu, Japan in 18th century

キーワード：水戸学、正名思想、藤田幽谷、朝幕関係、18世紀の日本

## はじめに

戦後の水戸学の研究は、江戸時代常陸水戸藩第2代藩主徳川光圀の構想から『大日本史』の「志」「表」が明治天皇に献上されるまで、およそ250年間の日本通史書の編纂事業を土台として、その事業と共に勃興した国家主義的な政治思潮や、その思潮と深く関わる学問上の日本儒学との関連性など多彩に行われた。

戦前の日本ファシズム期に対する日本の近代イデオロギー研究は客観性を保つのが困難である一方、研究対象としての「水戸学」自身の展開から見れば、初期の光圀や安積澹泊を中心とする伝紀の編纂や、寛政期から藤田幽谷と会沢正志斎による編纂方針の転回ともに提唱した尊王思想や国体論にかかわる論争と、幕末における全国に及ぼした討幕・攘夷運動など、長い歴史において各時期の水戸学思想の関連

性は必ずしも明白になっていない。

そのため、幕末の尊王攘夷運動や近代天皇制国家のイデオロギーを支えるほど水戸学思想の役割は認められているものの、その思想の核心が「いつ、誰によって形成されたか」という基本定義にかかわる問題ですら、「たちまち論議は錯綜し、いまなお定説を見ることができない」<sup>1)</sup> 現状になっている。

藤田幽谷の『正名論』は水戸学の各時期を総括できる題材として、「幽谷の名分思想の原点」「水戸学の思想の主要な柱」<sup>2)</sup>、「尊王攘夷を代表する水戸学の出発点」<sup>3)</sup> など評価されているように、『正名論』の中の尊卑秩序論は光圀の「皇統を正閏す」<sup>4)</sup> という修史観念を継承して、さらに啓発的に後の水戸学全体の尊皇基調を定めたという接節点に位置している。

しかし、そもそも「正名」は儒学の概念であり、外来思想として「正名」の論は如何に変容して、前述のように日本において大きな波紋を呼んだのか。いまだに不明確である。本稿は先行研究を振り返りながら、藤田幽谷の『正名論』の成文背景を整理し、その論拠であった『論語』と『資治通鑑』の原文と比較することで、互いの相違を整え、日中における「正名」の思想の再認識を図りたい。

## 一 『正名論』研究の位置

水戸学研究は戦前から今日まで続けられ、段階的に変容されたが、正名論を重要視する立場は変わらなかった。まず、戦前の近代天皇制国家のイデオロギーのもとで水戸学は尊王攘夷ないし明治維新の中核と評価された。その極めを見れば、例えば西村文則は『正名論』を「勤皇思想、大義名分主義、国粹主義」<sup>5)</sup> を標榜することもある。中立的視点で水戸学を見ようとする瀬谷義彦も「幽谷学たるゆえんものは（中略）その絶対的な国体観念」として、天皇の「絶対唯一」に対して、將軍の権力は一時の情勢にすぎないという対比意識と、「正名という意識の積極的な発動を伴えば」、「本然の状態への復古が考えられて来る筈であり」、「反幕府的」だと理解している<sup>6)</sup>。これらの研究は『正名論』本文の成立を無視したように即時に「尊王・反幕的」の基調を前提として、水戸学と討幕ないし近代天皇制国家の確立を一体化して読み取ろうとした。

戦後において、丸山真男がその「尊王攘夷」を動機により二分化して、「諸侯的な立場」＝尊王敬幕ないし公武合体論と、「書生の尊王攘夷論」＝反幕ないし討幕論と合流するという二派が併存することを指摘した。幽谷の『正名論』の中に唱える王朝秩序は自分の隷属する君主に服従することこそ尊王の実践であり、「一君万民」のような構造ではない。後期水戸学の尊王論は「封建的身分的階統制と抵触するどころか、むしろその基礎づけとして役立ちうるものであった」<sup>7)</sup> と理解している。

1) 本郷隆盛『藤田幽谷「正名論」の歴史位置』155頁（『近世思想史研究の現在』収録、思文閣、1995年）。

2) 瀬谷義彦『解題』474頁（『日本思想大系53水戸学』収録、岩波書店、1975年）。

3) 尾藤正英『尊王攘夷思想』78頁（『岩波講座日本歴史近世5』、岩波書店、1977年）。

4) 徳川光圀『梅里先生碑陰銘』331頁（高須芳次郎 著『水戸学徒列伝：水戸学入門』収録、誠文堂新光社、1941年）。

5) 西村文則『藤田幽谷』129頁（平凡社、1940年）。

6) 瀬谷義彦『水戸学の史的考察』159頁（中文館書店、1940年）。

7) 丸山真男『日本政治思想史研究』353頁（東京大学出版会、1952年）。

このように、「反幕か敬幕か」・「近代か・封建か」をめぐる研究の展開に対して、その構築を離脱するのは尾藤正英の研究である。「私たちは短期的な政局の変動だけに目を奪われることなく、日本における近代国家の形成という長い過程の中に、水戸学を位置付けてみる必要があるとされるのであろう」<sup>8)</sup>と反省し、そもそも「大義名分」や「尊王攘夷」とは新しい造語であり、近世の儒学思想を外来思想としての受容と変容を分析することによって、水戸学の「特質」を捉えている。それは第1に『大日本史』編纂方針をめぐる光圀を中心とする前期と、幽谷を中心とする後期の乖離することと、第2にその転回に影響を与えた徂徠学や国学を重視すること、第3に尊王攘夷自体は、「幕藩体制そのものではなく」、手段として「日本の国家の統一性と強化」という「真の目的」を成すものである<sup>9)</sup>。

ここまできた水戸学研究とかなり異質的なものは米国人ヴィクター・コシュマンの研究である。『水戸イデオロギー』においては、丸山のように「水戸学を以て封建的・朱子学的な名分論を主張するもの、つまりは藩政体制を正当化するものと規定したり、作為の倫理化から自然の倫理への逆行・後退」といった見方もとっていないし、尾藤のように「前期水戸学と後期水戸学を鮮明に二分して、徂徠学の国家主義的な方向での発展として後期水戸学を唱える理解」にもしたがっていない。コシュマンによれば現実的「内憂外患の時代における儒家神道の再生という枠として」、「十八世紀の思想的な諸々の経験が織り込められた、より複合的なものとしての後期水戸学を捉えようとしている。コシュマンが考えた水戸学の成立の「主体性」は徂徠学がいう中国の聖人たちが導いた道や、幽谷のような「認識者＝表現者」としての思想家自身の「主体性」ではなく、学問と事業を実践する「一群の行為者」であると思われる<sup>10)</sup>。

ここで一つの問題がある。それは、藤田幽谷の「正名」思想は水戸学における代表的な思想として認められているものの、『正名論』自体が水戸学の各時期の論説との関連性に関する認識は不十分である。具体的にいうと、丸山はそれぞれ実践者の立場の相違を根拠として、「攘夷」の動機を分析することで、藤田幽谷や会沢正志斎らが主導するいわゆる「後期水戸学」の親幕府の立場を捉えた。しかし、『正名論』の本文を読めばわかるように、反西洋の文句はどこにもないし、むしろ幽谷は西洋人のことを意識せずに「正名」を論じた。これも会沢の『新論』と明白な違いである。したがって、『正名論』を大らかに排外主義による政治運動に分別させるのは不十分であろう。

尾藤は水戸学派が中国を含む多方面の思想を受容したことに注目し、天皇イデオロギーと徂徠学の経由で「正名」を外来思想として取り上げた。ここで注意したいのは、『正名論』の成立時、幽谷は平民出身として彰考館の官員となったばかりであり、編修として修史事業を携わることになるまでまだ3年ぐらいの歳月があり、本格的に編纂方針に異論を挙げるのも9年後のことである。その通りで『正名論』は修史事業について一切触れず、その必要もないだろう。「正名」という主張は修史事業に伴う多彩な学問受容に影響を受けたことは間違いないだろうが、『正名論』の中の現実的な論旨を修史事業まで敷衍するのは本当に妥当であろうか。

8) 尾藤正英「水戸学の特質」561頁（『日本思想大系53水戸学』、岩波書店、1975年）。

9) 尾藤正英「歴史思想」から（『中国文化叢書10日本文化と中国』、大修館、1986年）。

10) 田尻祐一郎「翻訳者あとがき 水戸学研究と『水戸イデオロギー』」263頁（J. ヴィクター・コシュマン著『水戸イデオロギー』、ベリカン社、1998年）。

コシュマンの研究は水戸藩の全領検地や藩校での人々の実践を取り上げることで、平民あるいは叛乱団体を通じて、水戸学の政治思想を捉えようとした。このような試みは、水戸学研究に新たな視点をもたらし、水戸学の政治思想が変容する実態を補充した。しかし、逆に言うと、水戸学の政治思想の中核となる「正名」や朝幕関係、ないし「夷狄」などの関連性を振られておらず、研究価値が認められたとしても、それはまったく他次元的な成果であり、丸山や尾藤のような論説の上に蓄積されたものではない。

総括的にいうと、これらの研究は「正名」思想を全水戸学政治思想論から剥離できず、17世紀末から明治初年まで数百年にわたる水戸学派の言動は「正名」の範疇に考えられても、それぞれの主張の相違が先行研究では十分認められなかった。筆者は、幽谷の『正名論』を水戸学全体の「攘夷」や「編史」の文脈とはかなり異質な研究対象として、幽谷が活躍するいわゆる水戸学後期の初頭への再認識を提起したい。

## 二 『正名論』の二重性格

『正名論』は呉服屋の息子の出身の水戸藩儒藤田幽谷が青年時代書かれた論文で、その成立事情を要約すれば、寛政元年（1789年）幽谷の恩師である立原翠軒に従って江戸に上がった16歳の幽谷が書いたものである。弟子の会沢正志斎の『幽谷藤田先生墓誌銘』においては以下のように記されている。

幕府執政白河源候其名を聞き、其文辞を見んとす。先生正名論を著して為す。筆を取りて立に成して、人感嘆せざるなし。<sup>11)</sup>（原漢文）

藤田東湖の『先孝行状』や石川桃蹊の『幽谷遺談』と同調で、当時の老中の松平定信が藤田幽谷に一文を求めたという。ただし、その経緯について幽谷を幕府に採用したいという定信の内意があったと理解しているのは『先孝行状』だけである。『正名論』の結びの文脈や、当時の幕府は昌平黌を整備していることから考えれば、求文のことはありえないことではないが、幽谷は後の生涯において江戸の官職と無縁であることから見れば、幽谷の継承者たちがこのように『正名論』の成立事情を理解すること自体こそ意味があると思われる。

この2千字も過ぎない小論をどう読むべきか。その文末における、幽谷の主旨に注目したい。

（將軍は）夫れすでに天子の政を撰すれば、すなわちこれを撰政と謂う。<sup>12)</sup>（原漢文）

將軍を「撰政」と称すべきだという。一見非常に短く明快な主張だが、この中に2つの内核が含まれ

11) 会沢正志斎『幽谷藤田先生墓誌銘』201頁（横瀬貞編『近世名家碑文集』収録、経済雑誌社、1893年）。原文は「幕府執政白河源候聞其名、欲見其文辞。先生為正名論著。取筆立成、人莫不感嘆。」

12) 藤田幽谷『正名論』13頁（前掲『日本思想大系53水戸学』）。原文は「夫既撰 天子之政、則謂之攝政。」

ている。1つは、「摂政」という呼び名が示しているように、日本国の所有権により将軍の尊卑序列は自然に天子（天皇）の下にあるという現状確認が行われる。2つは、「謂う」という行動である。「将軍」の呼び名は実権を握っている政治主導者として相応しくないという当時の政治情勢の判断に基づいて、それを改正すべきだという現実的な呼びかけである。（これこそ儒学の「正名」思想と直接に繋がっていると思われる。）『正名論』の文脈に遡って幽谷自身が「摂政と謂う」への解釈を読めば、この二分性はすぐわかるだろう。

天に二日なく、土に二王なし。皇朝自ずから真天子あれば、すなはち幕府はよろしく王を称すべからず。すなはち王を称せずといへども、その天下国家を治むるは、王道にあらざるなきなり…（中略）…その王にして覇術を用ひんよりは、その覇にして王道を行ふにいかんぞや。<sup>13)</sup>（原漢文）

この文を要約すれば、幽谷は3つのポイントを主張している。1つは、尊卑秩序の頂点に当たるのは天皇のみであり、幕府はそれと並ぶことはない。2つは、幕府は武力で国の政権を確実に掌握した覇主である。3つは、しかしながら幕府は覇主の名目で真の君主のように国を徳治すべきだ。総じてみれば、この1つと2つは依然として日本の政治情勢における天皇と将軍との尊卑序列を論じており、3つは実際の政治指導者に儒学式な施政方法を要求した。

元来、このように日本国内において「将軍」の名称を問題視して、天皇と将軍との尊卑関係について言及することは幽谷がはじめたものではない。例えば、従来朝鮮側から国書において将軍を「日本国大君」と呼んだが、6代将軍家宣の側近である新井白石が否として、1711年朝鮮使が来日際に「日本国王」と称させた。しかし、この「国王」と天皇の位との関係について、新井は以下のように述べた。

皇に係に天を以てして天皇と称し、王に係に国を以てして国王と称し、上下の名分相分かれし事天地の位を易ふべからざる事の如し。然らば則ち自ら国王と称せらるべき事天皇の御事において何の嫌疑にか相渉るべき。<sup>14)</sup>（原漢文）

国王は依然として「国政や軍事を掌握する日本国家の統一者であり」、「天皇の上に位置することは」ない<sup>15)</sup>という見解を示した。この「国王」は幽谷の「摂政」と比べると、名称が違って、その地位は天皇の下に当たり、実際の政権の握っている様は同じであり、そして、現実問題に対する改革案という性格も変わらなかった。

さらに、朝廷は日本全国の政権を幕府に授けたといういわゆる「大政委任論」の見解は、すでに幕府内に芽生えており、この時期において幕府側からも明言されるようになる。例えば天明8年（1788年）

13) 上同12頁。原文は「雖然天無二日土無二王、皇朝自由真天子則幕府不宜稱王、雖則不稱王其治天下國家莫非王道也……曷若其霸而行王道」。

14) 新井白石『殊号事略』下637頁（『新井白石全集』第三卷収録、吉川半七出版、1906年）。

15) 大川真『近世王権論と「正名」の転回史』85頁（お茶の水書房、2012年）。

松平定信が将軍家斉に対する書簡の中にも以下のように記されている。

勅命にまかせられ、終に御位も御尊く被為成、萬代無疆御栄耀ニハ…（中略）…天下ハ天下之天下  
壹人の天下ニあらずと申候まして、六十餘州は  
禁廷より御預かり被遊候御事ニ御座候は、かりそめにも御自身之物ニ思召ましき御事に御座候。<sup>16)</sup>

これは松平定信が諸藩大名に対する見栄えではなく、当時15歳の将軍家斉に対して切実な「心得」を教える一文であり、その本音が見えるが、その通りに日本国の政権の所属が朝廷に帰することを明白に書いている。逆にいうと、天皇は日本国の絶対的な所有者として、その権力を将軍家に授けたということ認めれば、将軍家が全国において施政する正当性が保たれる。これを証明するのは、同じ年で起こった朝廷と幕府との間で、光格天皇の実父に「太上天皇」の尊号贈与に関する紛議事件である。定信は皇位についていない人間に皇号を贈るのは先例のない事態として反対し、また大政委任論を根拠として強い体勢で天皇の代わりに贈号案に賛成する一部の公家を処罰した。

それと対照的に『正名論』において、幕府の正当性について、まず次のように述べている。

今夫れ幕府は天下国家を治むるものなり。上、天子を戴き、下、諸侯を撫するは、覇主の業なり。天子垂拱して、政を聴かざること久し。久しければすなはち変じ難きなり。幕府、天子の政を攝するも、またその勢のみ。<sup>17)</sup>（原漢文）

天子と将軍は依然として上下関係を保ち、将軍は天子を無条件に擁護しなければならない。これは定信と同調だが、支配権における天子と将軍虚実は「久しい」ことであり、合理的な理由を与えなかった。その一方、幕府が今の全国の実質的な支配権を握ったことは朝廷と関係なく、あくまで将軍家が能動的な武力征服による「覇主の業」である。以下の文はその旨を示している。

東照公、戦国の際に生まれ、干戈を以て海内を平定し、残に勝ち殺を去り、皇室を翼戴す。征夷大將軍を以て、東海に奠居し、四方を控制し、天下を鎮撫す。文子・武孫、世先烈を光かし、尺地の一民も、帰往せざるものなし。<sup>18)</sup>

このように、他の論説とは若干異なるものの、天皇は身分的君主として尊卑秩序の頂点に当たるが、幕府は天皇の名義の下で日本国政の実権を有するという体制は全国の範囲で現状として認められた。そ

16) 松平定信『天明八年戊申十月御心得之箇条并老中心得之箇条依』11頁（添川廉斎著『有所不為斎雜録』収録、中野同子出版、1942年）。

17) 藤田幽谷『正名論』13頁（前掲『日本思想大系53水戸学』）。原文は「天子垂拱不聴政久矣、久則難変也、幕府攝天子之政亦其勢爾」。

18) 上同。原文は「東照宮生戦国之際、以乾戈平定海内、勝殘去殺、翼戴皇室、以征夷大將軍、奠居東海、控制四方、鎮撫天下、文子武孫、世光先烈、尺地一民、莫不歸往焉」。

れと照応として、史実上において日本全国は自然災害や財政困難、さらに異国船の侵入などの困局に直面し、幕府は対応するための政治改革を図り、それをきっかけとして朝廷が政治に関与する姿勢も台頭した。

例えば、天明2年（1782年）から天明8年（1788年）にかけて発生した大飢饉である。この飢饉は東北地方を中心とする百姓が流民化し、さらにそのピークである天明7年5月「將軍お膝元の江戸ですら数日間にわたり無秩序状態になるほどの大規模で激しい一揆・打ちこわしが、全国各地の幕府直轄都市などで起こり、幕府は政治的危機に直面し」<sup>19)</sup>、そこで老中を松平定信に任せられ財政改革を図ろうしていた。

一方、同年6月の京都では、多いときは五万とも言われた人々が、御所の築地塀の周囲を廻り、南門などで拝礼し祈願する「千度参り」事件が起こり。天皇・朝廷側は、幕府から申し出た差し止めを認めず、食べ物や茶を出したり、民衆に「非常に好意的」であり、それをきっかけとして、朝廷は事情説明の要求を幕府に出し、「江戸時代において天皇が幕府の政務に口挟む前例となった」<sup>20)</sup>。

『正名論』は直接触れていないが、幽谷の生涯において現実の政治問題に関心を示すさまを見れば、このような「危機」というべきさまざまな事件を歴史背景として重要視すべきだろう。例えば1789年（寛政9年）に水戸彰考館の編修としての幽谷が藩主治保に上呈する機密文書『丁巳封事』では、学問と政事との関係を次のように述べている。

後世の儒者は、徒らに道德仁義を談じて、功利を言ふを諱み、富国強兵は、黜けて覇術となす。…（中略）…上古、聖人の道を立て教を設くるや、利用・厚生は、正徳の先に在りて、六府・三事、これを九功と謂ふを。孔子の政を論ずるも、また兵を足し、食を足し、民をしてこれを信ぜしむるを以て先となせば、すなはち聖人の功利に汲々たること見るべし。<sup>21)</sup>

ここで幽谷は従来功利軽視する儒者を批判している。「正徳・利用・厚生」の三事<sup>22)</sup>はここで「利用・厚生」が先として重要視すべきだと主張した。「道德を正しくすることよりも、生活を便利にし（利用）、衣食住を充足させる（厚生）ことの方を優先させるなど、実功実利を重んずる現実主義的立場をとっている。」<sup>23)</sup>

### 三 「名」の構造

幽谷の論は幕朝の尊卑関係の再確認と政治困局に対する改革案という二重性格を持っていることを論じた。ここで二つの問題を提起したい。1つは、「正名」運動を起こす理由、つまり「正名」と一般認識

19) 藤田覚『幕末から維新へ』4頁（岩波新書、2015年）。

20) 藤田覚『近世政治史と天皇』86頁（吉川弘文館、1999年）。

21) 藤田幽谷『丁巳封事』26頁（前掲『日本思想大系53水戸学』）。

22) 出典は『尚書・大禹謨』原文は「正徳、利用、厚生、惟和」。

23) 尾藤正英「水戸学の特質」577頁（『日本思想大系53水戸学』、岩波書店、1975年）。

の政治改革は如何に関連しているのか。2つは、『正名論』とその論拠とする『論語』・『資治通鑑』が唱える社会秩序の構造は必ずしも一致していないことである。

まず、「正名」と現実的な「政治改革」との関連性について論じたい。第2章に歴史事件として「国王復号」論を挙げた。新井白石がこの論旨を唱える動機をただ単に外交問題への対応と理解すれば、幽谷の『正名論』は国政の一連の危機に対する改革案であると断言したが、この「正名」を改革策として見なせる理由を考えたい。『正名論』において以下のように記されている。

天地ありて、然る後に君臣あり。君臣ありて、然る後に上下あり。上下ありて、然る後に礼儀措くところあり。苟も君子の名、正しからずして、上下の分、嚴ならざれば、すなはち尊卑は位を易へ、貴賤は所を失ひ、強は弱を凌ぎ、衆は寡を暴して、亡ぶること日なけん。故に孔子曰く「必ずや名を正さんか。名正しからざれば、すなはち言順ならず。言順ならざれば、すなはち事成らず。事成らざれば、すなはち礼樂興らず。礼樂興らざれば、すなはち刑罰中らず、すなはち民は手足を措く所なし」と。<sup>24)</sup> (原漢文)

ここで幽谷は尊卑上下の重要性を論じている。もし、朝幕の貴賤上下が失われれば、「強は弱を凌ぎ、衆は寡を暴す」叛乱が起こるだろう。その論拠として『論語』の中の政治思想をあげた。実際に『論語』の子路編においては以下のように述べている。

子路曰く、衛君、子を待ちて政を為せば、子、將に奚をか先にせん、と  
子曰く、必ず名を正さんか、と  
子路曰く、是れ有るかな、子の迂なるや。奚ぞ其れ正さん、と  
子曰く、野なるかな由や。君子はその知らざる所に於て、蓋し闕如たり。  
名正しからざれば、則ち言順わず。言順わざれば、則ち事成らず。  
事成らざれば、則ち礼樂興らず。礼樂興らざれば、則ち刑罰中らず。刑罰中らざれば、則ち民手足ヲ措く所無し。  
故に君子、之を名付ければ、必ず言う可きなり。之を言えば、必ず行う可きなり。君子其の言に於て、苟くもする所無きのみ、と。<sup>25)</sup>

孔子は政治をなすべきことの優先順位について、人の身分（名）と実際の地位（実）が一致すること

24) 藤田幽谷『正名論』10頁（前掲『日本思想大系53水戸学』）。原文は「有天地然後有君臣、有君臣然後又上下、有上下然後有礼義有所措、苟君臣之名不正、而上下之分不嚴、則尊卑易位、貴賤失所、強凌弱眾暴寡、亡無日矣、故孔子曰、必也正名乎、名不正則言不順、言不順則事不成、事不成則禮樂不興、禮樂不興則刑罰不中、則民無所措手足」。

25) この書き下しは朱熹『論語集注3』403頁-409頁（土田健次郎編、平凡社、2014年）原文は「子路曰、衛君待子而為政、子將奚先？子曰、必也正名乎！子路曰、有是哉、子之迂也！奚其正？子於其所不知、蓋闕如也。名不正、則言不順。言不順、則事不成。事不成、則禮樂不興。禮樂不興、則刑罰不中。刑罰不中、則民無所措手足。故君子之名必可言也、言必可行也。君子於其言、無所苟而已矣。」



を重要視した。なぜなら、名と実は互いに必須であり、一方が欠ければ、もう一方も損を受ける<sup>26)</sup>。君主の身分の正当性と朝廷の行事、礼楽・刑罰、基本の社会秩序まで影響しているからである。

この会話は魯哀公六年（紀元前489年）孔子は楚から衛に戻る時の出来事である。衛の世子である蒯聵（かいかい）は、母の南子の不倫を恥じて、殺そうとしているが、しかしそれを果たさずして、父の靈公に罪を問われて斉まで逃げ、蒯聵は斎から兵を借り衛を攻めた。靈公は戦争の中亡くなり、その跡継ぎは少子である郚は拒んだ。その故、蒯聵の子・靈公の孫にあたる輒（ちょう）は即位したが、依然として蒯聵を拒絶した。子路は輒に国政を任せられ、孔子に問うた<sup>27)</sup>。

輒は母を殺そうとした罪人であり、その子である当時の国君の輒も自分の父を拒んだ人である。聵と輒は衛公の位を継ぐ資格がなく、郚に譲るべきだと、孔子は考えただろう。しかし、ここで第1になすべきことは聵と輒と父子関係であると朱熹は考えている<sup>28)</sup>。名は正しくなければ、自分の言う事は順わず、したがって成す事ができない、社会秩序と調和も次第に失われ、刑罰がそのため必ず不適切になり、民は生きる道すら失われることになる。君主の名の不正が国政の危機を起こすという綿密なロジックで論じられている<sup>29)</sup>。

一方、同じ言葉にしても、幽谷がいう「名」の仕組みは孔子とは必ずしも一致していない。『論語』では「君臣」関係について、次のように記している。

齊の景公は政を孔子に問う。

孔子対えて曰く、君君たり、臣臣たり、父父たり、子子たり、と。

公曰く、善きかな。信に如し君君たらず、臣臣たらず、父父たらず、子子たらずれば粟有りとも、吾得て諸を食らわんや、と。<sup>30)</sup>

この時景公は政治を誤り、大夫の陳氏が専権した。また側室が多く、太子も立てなかった。君臣、父子、みな道を失っていた。故に孔子はこのように告げたと朱熹は解釈した<sup>31)</sup>。実際の歴史事実を見て、景公は孔子の言葉を評価したが、その真意を理解できなかったかもしれないが、従わなかった。結局、景公死後、陳氏は斉を篡ったのである<sup>32)</sup>。

幽谷の『正名論』において社会秩序を保つ構造について、次のように述べている。

26) 前掲朱熹「子路十三」403頁-409頁（土田健次郎編、『論語集注3』、平凡社、2014年）。原文は「名實相須。一事苟、則其餘皆苟矣。」

27) 司馬遷「衛康叔世家」『史記』。原文は「太子蒯聵與靈公夫人南子有惡欲殺南子……」

28) 朱熹「論語十六冉有曰夫子為衛君乎章」『朱子語類』。原文は「問：子欲正名、是公子郚否？曰：此又是第二節事。第一節須先正輒父子之名。」

29) 後に衛国は結局内乱が起り、輒に仕えた子路はこの内乱によって死んだという。

30) 前掲『論語集注3』351頁-354頁。原文は「齊景公問政於孔子。孔子対曰、君君、臣臣、父父、子子。公曰、善哉。信如君不君、臣不臣、父不父、子不子、雖有粟、吾得而食諸。」

31) 前掲『論語集注3』352頁。原文は「景公善孔子之言而不能行、其後果以繼嗣不定、啟陳氏弑君篡國之禍。」

32) 前掲「孔子世家」『史記』。

故に幕府、皇室を尊べば、すなはち諸侯、幕府を崇び、諸侯、幕府を崇べば、すなはち卿・大夫、諸侯を敬す。夫れ然る後に上下相保ち、万邦協和す。<sup>33)</sup>

ここで、論語の中が示した君臣父子が各々自分の身分に相応しい責任を取るという秩序と一変して、士大夫>大名>将軍>天皇というピラミッド式身分階層社会を示している。支配層の各階級は連鎖的により高い身分に服従すれば、日本の王権社会が持続できるというこの理論は資治通鑑冒頭の名分論を典拠とした<sup>34)</sup>といわれる。『資治通鑑』において次のように記している。

天子の職は礼より大なるは莫し、礼は分より大なるは莫し、分は名より大なるは莫し。何ぞ礼を謂うか、紀綱なり。何ぞ分を謂うか、公侯卿大夫これなり。<sup>35)</sup>

司馬光は最初から「礼」（紀綱）、「分」（君臣）と「名」（公、侯、卿、大夫）の重要性を提起した。天子は三公を統じ、三公は諸侯を率いり、諸侯は卿と大夫を制し、卿と大夫は士と庶民を治める。上と下は心腹のように相愛し厳密な序列関係で相保てば、国家の治安が守られる。

晋国の大夫韓・魏・趙氏は晋を分割し、周威烈王の命により、韓景侯・魏文侯・趙烈侯なり晋公と並列された。つまり家臣による主家への叛乱が朝廷の命により公然化したという事件を司馬光は春秋・戦国時代の区分としているが、幽谷はこのような危機を杞憂して、このような特殊な君臣構造を考えたのであろう。

総じてみれば、「正名」は国政を施す第1歩であるという儒学の政治テーゼとして『正名論』は受けた。しかし、「天皇一幕府」という日本の特有の王権構造により、「名」は変質した。

## 終わりに

本文は水戸学研究における特殊な題材として『正名論』二重性格を論じた。その1つは、王権秩序による尊卑関係の再整理である。幽谷の『正名論』は新井白石の「国王復号」論と同調で将軍の確実に権力を掌握する情勢を認めるが、天皇は依然として将軍により高い位に位置した。また、「大政委任論」における朝幕の尊卑関係は前二者と変わらないが、幕府の権力の合理性（つまり、その権力は天皇から授けたものだ）を主張した。それに反して、『正名論』、天皇も幕府もその地位の合理性問題を回避した。

2つは日本政治情勢に着目する現実的な改革案として、「正名」は当時の内外危機を解決する第1歩であると『正名論』は論じた。『正名論』成立の背景とその論拠である『論語』の背景を照合すれば分かる。（つまり、天明の飢饉や朝廷の政治関与など一連の出来事は衛と斉の危機と照応すること）。しかし、

33) 藤田幽谷『正名論』10頁（前掲『日本思想大系53水戸学』）。原文は「是故幕府尊 皇室、則諸侯崇幕府、諸侯崇幕府、則卿大夫敬諸侯、夫然後上下相保、萬邦協和」。

34) 前掲『大系』の注釈による。10頁。

35) 朱熹「資治通鑑綱目」『朱子全書8巻』。

幽谷の「正名」における尊卑関係は伝統儒学の「正名」と乖離していることは事実である。なぜなら幽谷の「正名」における尊卑関係は、士大夫→大名→將軍→天皇というピラミッド式身分階層社会を想定したことに対して、『論語』における君臣構造は君君、臣臣のような自らの身分と責任の一致を要求する観念である。

藤田幽谷は弟子の会沢正志斎と藤田東湖と共に後期水戸学の基調を定めた人物であるが、幽谷の思想と他の二人と必ずしも一致していない。思想史の面からみれば、幽谷の思想は自分の直結の後継者に如何に継承されているかという問題に当たっているだろう。この問題を解決する第一歩として、本文は『正名論』を取り上げた。『正名論』におけるこの二重性格は幽谷生涯の思想に如何に作用しているのか。それはまた今後の課題であろう。

